

刑の一部執行猶予制度下における薬物依存者の地域支援に関する政策研究

研究代表者 松本 俊彦

国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長

研究要旨：

【目的】本研究の目的は、刑の一部執行猶予制度施行後の薬物依存症者の地域支援体制を整備・拡充に貢献するために、薬物依存症からの回復に関する基礎的データの収集、および「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の課題を明らかにすることである。

【方法】最終年度にあたる今年度は、保護観察対象者および民間支援団体利用者のコホート調査の結果を解析し、精神保健福祉センターにおける薬物依存症者支援の実態や地域連携の好事例を明らかにし、自治体生活保護担当者への研修や更生保護施設職員との意見交換会を行った。

【結果】保護観察対象者のコホート研究では、11の精神保健福祉センターから計209名の保護観察対象者について最長1年半後までの追跡が行われた。1年後調査では、保護観察期間中に地域の社会資源にアクセスしていない者が多く、仕事を優先する生活のなかで保護観察終了とともに再乱用防止プログラムから遠ざかる一群と、保護観察終了とともに無職のまま社会内で孤立する一群の存在が明らかにされた。同時に、精神保健福祉センターのかかわりが保護観察と地域支援のシームレスなつなぎに貢献する可能性が示唆された。一方、民間回復支援団体利用者のコホート調査では、24ヶ月時点での断薬率は62.9%と、その非常に優れた回復効果が明らかにされた。そして断薬の阻害要因としては入所期間1年未満、未就労状態、併存障害の存在が、そして促進要因としては、生活保護受給中、自助グループ参加、メンバー同士の良好な関係性が同定された。

全国の生活保護担当ケースワーカー向け薬物依存症対応基礎研修を開催したところ、研修実施後には受講者の評価尺度上の薬物依存症に対する苦手意識が有意に低減し、知識や相談対応スキルが有意に高まることが確認された。また、全国69箇所の精神保健福祉センターのなかで、SMARPPなどの回復プログラムを実施している施設は40箇所（57.9%）にまで広がっていた。地域連携に関するインタビュー調査からは、「機関から機関へケースをつなぐ」連携よりも「ケースを協働して支援する」連携が良好な連携体制構築の鍵となり、それには、関係機関職員同士が日常的に交流し、顔と顔がつながる仕組みづくりが必要であることが示唆された。更生保護施設職員の聴き取り調査からは、SMARPPなどのプログラムを実施するなかで回復支援への手応えを感じる一方で、地域の社会資源との連携や研修機会に不足を感じている実態が明らかにされた。

【結論】3年間の研究期間を通じて、保護観察対象者と民間支援団体利用者のコホート調査の実施体制を構築された。また、各種調査を通じて、地域保健機関および自治体関係者、医療機関、保護観察所、民間支援団体、更生保護施設などの連携の実態、支援の課題を明らかにした。以上の研究班活動の知見を踏まえ、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の課題、ならびに追記・補強すべき事項を整理し、提言としてまとめた。

研究分担者

白川 教人 (横浜市こころの健康相談センター
センター長)

和田 清 (埼玉県立精神医療センター 依存
症治療研究部長)

近藤あゆみ (国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
診断治療開発研究室長)

嶋根 卓也 (国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
心理社会研究室長)

森田 展彰 (筑波大学大学院人間総合科学研究
科 ヒューマン・ケア科学専攻 准
教授)

薬物依存症者の転帰情報など、対策立案に際して参照できる基礎的データも存在しない状況である。すでに2015年11月19日には「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」(法務省保護局・矯正局、厚生労働省社会・保護局障害保健福祉部)が発出されており、その基本方針として、薬物依存者に対する支援を刑事施設や保護観察所又は医療機関いずれかの単一の機関に委ねるのではなく、相互に連携し、それぞれが有する責任、機能又は役割に応じた支援を、切れ目なく(シームレスに)実施するよう努めること、さらには、民間支援団体との連携体制構築の重要性が示されている。しかし、そのような支援や連携を地域で実現していくには、現場レベルでの様々な工夫や、克服すべき課題がある。

そこで本研究は以下の2つの目的から計画、実施された。その目的とは、第1に、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の課題、ならびに各論部分に関する補強的提言をすることであり、そして第2に、今後、薬物依存症者の地域支援のあり方を検討、改善させる際の基礎資料となるように、薬物依存症者の転帰調査システムを開発し、地域における薬物依存症者支援の好事例に関する情報を集積・整理することである。

A. 研究の背景と目的

これまでわが国の薬物問題対策は「供給の断絶」(規制・取り締まりの強化)に偏り、「需要の低減」(依存症の治療・回復支援)には多くの課題がある状況で推移してきた。

こうしたなかで、平成28年6月には「刑の一部の執行猶予制度」が施行され、これを機に、関係機関や団体が緊密に連携した、地域における薬物依存症者支援の必要性が高まった。さらに、平成28年12月には再犯防止推進法が制定され、これにもとづき、平成29年12月には、犯罪対策閣僚会議において自治体の「再犯防止推進計画策定」の努力義務化などが定められ、地域における薬物依存症者支援体制の構築は、もはや努力規定ではなく、義務規定となった。現在、保護観察から切れ目のない地域における支援の実現に向けて、地域の関係機関や民間支援団体の連携をより緊密とし、必要な支援を提供できる体制を確立することは、わが国喫緊の課題といえるであろう。

しかし、いまだ地域の医療機関や相談支援機関の側には薬物依存症者支援の経験が乏しく、

B. 研究方法

本研究班は、その目的を達成するために、自治体(精神保健福祉センター、保健所、保健センター等)、保護観察所、更生保護施設、民間支援団体などをカバーする6つの分担研究班から構成する体制を採用した。そのうえで、初年度には、①保護観察所および民間支援団体における薬物依存症者コホート調査システムを開発し、②地域保健機関および自治体関係者、医療機関、保護観察所、民間支援団体、更生保

護施設などの連携の実態を把握し、支援好事例の収集と地域支援の課題を明らかにした。次いで2年度には、①保護観察対象者および民間支援団体利用者のコホート調査を開始し、②さまざまな地域における薬物依存者支援の好事例の分析、ならびに関係する援助者への聞き取り調査を行った。

そして最終年度にあたる今年度は、以上の研究や情報収集から得られた知見にもとづいて、2015年11月19日に発出された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（法務省保護局・矯正局、厚生労働省社会・保護局障害保健福祉部）の課題、追記すべき事項について提言することを目的とした。

以下に、各分担課題の具体的な研究方法を述べる。

1. 「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」（研究分担者：松本俊彦）

本分担研究では、保護観察の対象となった薬物事犯者の転帰を明らかにし、転帰に影響する要因を明らかにするとともに、保護観察から地域の任意の社会資源への連携を促進するシステムを構築することを目的としている。

2017年12月より保護観察所と精神保健福祉センターなどの地域支援機関との橋渡しをしながら、保護観察の対象となった薬物事犯者の長期転帰を調査する、「Voice Bridges Project：「声」の架け橋プロジェクト」を開始した。当初、4つの精神保健福祉センターの管轄エリアから調査を開始したが、漸次、プロジェクトに参加する精神保健福祉センターが増えていき、最終的には11の精神保健福祉センター管轄エリアで調査を実施することとなった。

本分担研究の活動は、保護観察対象者コホート調査を行う定量的研究のセクション（研究1）

と、同調査を進めるにあたっての地域支援体制に関する定性的研究のセクション（研究2）に分けて展開された。前者では、保護観察所にて保護観察対象者をリクルートし、管轄の精神保健福祉センターにて研究参加の同意を得て、対面もしくは電話による調査を3年間実施する計画とした。初回調査で、基本属性や薬物依存重症度などを調査し、2回目以降は薬物再使用の有無、生活状況（就労、住居など）、調査時点で受けている治療プログラム、困りごと・悩みごとや相談相手などを調査した。また、法務省保護局観察課から調査実施地域における全保護観察対象者のデータの提供を受け、調査に参加した者としなかった者の特徴（性別、年齢、保護観察の種類、保護観察終了時の転帰）を比較した。一方、後者の研究セクションでは、研究者が対象地域の精神保健福祉センターに赴き、調査実施状況の進捗や課題、保護観察所との連携体制に関するヒアリングを実施した。

2. 「自治体による薬物依存症者支援のあり方と支援体制の構築に関する研究」（研究分担者：白川教人）

本分担研究は、主として自治体側から見た薬物依存症者地域支援の課題を明らかにし、精神保健福祉センターを起点とした地域支援のあり方を検討することを目的とした。研究班最終年度である今年度は、わが国の自治体における、生活保護担当ワーカーの薬物依存症を有する生活保護受給者に対する支援の技術の向上を目的とした研修の開催し（研究①）、全国の精神保健福祉センターにおける薬物相談の概況を明らかにした（研究②）。

具体的な研究内容は以下の通りである。研究①については、研修会を2回開催した（平成30年12月17日横浜、平成31年2月4日名古屋）。愛知県精神保健福祉センターの藤城聡、特定非営利法人横浜ダルクケアセンターの山田貴志、特定非営利活動法人三河ダルクの松浦

良昭の計3名を講師とし、薬物依存症や支援の基礎知識と、ダルクによる生活保護担当ワーカーとの支援の事例についての紹介を行った。研修の前後でアンケートを実施し、研修の効果測定を同時に行った。研究②については、全国69の精神保健福祉センターに対して調査票を送付し、薬物に関する相談の概況を調査した。

3. 「薬物依存症者に対する包括的支援ガイドラインの開発に関する研究」(研究分担者: 和田清)

本分担研究では、他の分担研究の成果を踏まえ、2015年11月19日に発出された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」(法務省保護局・矯正局、厚生労働省社会・保護局障害保健福祉部)の各論部分についての補強的提言を作成することを目的とした。初年度は、地域連携ガイドラインの再検討を行い、2年度には、刑の一部執行猶予制度施行以降の薬物依存者本人に対する地域において、重要な役割を担うと予想される民間回復施設の課題を明らかにするために、6カ所のダルク(Drug Addiction Rehabilitation Center)の代表者を招いて、自立準備ホームとしての経験を元に、「刑の一部執行猶予」者受け入れに際しての問題点に関する意見交換会を開催し、問題点を整理した。

研究班最終年度である今年度は、「薬物依存者本人に対する支援」において、現実的に重要な立場にある「民間支援団体」としての更生保護施設について、関係者からの情報収集、現地訪問を通して、参考となる取組を行っている施設とその取組について紹介することとした。

4. 「多機関連携による薬物依存症者地域支援の好事例に関する研究」(研究分担者: 近藤あゆみ)

本分担研究では、研究者が直接複数の地域に出向いて行政機関、医療機関、民間支援団体か

ら情報収集を行い、地域支援の課題抽出・整理を行うとともに、地域支援の好事例を収集・解析することを目的とした。研究班初年度は、精神保健福祉センター(69機関)を対象機関とし、連携状況に関するアンケート調査を行い、2年度は、民間依存症回復支援施設を対象に、連携良好と感じる機関との具体的な連携状況に関するインタビュー調査を行った。

最終年度である今年度は、精神保健福祉センター、依存症回復支援施設、保護観察所、医療機関など38の関係機関を対象に、連携良好と感じる機関との具体的な連携状況に関するインタビュー調査を行った。

5. 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」(研究分担者: 嶋根卓也)

本分担研究では、民間支援団体であるダルク(DARC: Drug Addiction Rehabilitation Center)を利用する薬物依存者の予後をコホート研究デザインで明らかにすることを目的とした。研究班初年度にコホート調査実施の準備・調査の開始とし、2年度は調査の進行管理とともに、民間支援団体側から見た、地域連携の課題に関する聞き取り調査を行った。研究班最終年度である今年度は、ベースラインから2年予後までの追跡を行い、その結果を解析した。

具体的に調査方法は、調査協力が得られた46団体の利用者695名を対象とし、2016年10~12月に各施設で自記式質問紙によるベースライン調査(以下、BLと表記)を実施して、その後6ヶ月ごとフォローアップ調査(職員による聞き取り調査)——BLから6ヶ月時点でのフォローアップ1(2017年4月~6月:6M)、1年時点でのフォローアップ2(2017年10月~12月:12M)、1年6ヶ月時点でのフォローアップ3(2018年4月~6月:18M)、2年時点でのフォローアップ4(2018年10月~12月:24M)——を行った。なお、解析に際しては、

断薬率・断酒率、薬物・アルコールの再使用をメインアウトカムに、就労率・生活保護受給率をサブアウトカムとした。

6. 「更生保護施設における薬物依存者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」 (研究分担者: 森田展彰)

本分担研究は、刑務所や保護観察所等で処遇された薬物使用者の社会復帰を支援する更生保護施設における薬物問題を持つ人の利用状況やそうした重点処遇対象者の支援状況、回復・社会復帰の状況、関連機関との連携状況の実態を明らかにし、刑の一部執行猶予制度下における更生保護施設を中心とする地域支援の進め方について示唆を得ることを目的とした。

研究は以下の3つの調査から構成された。

調査1(更生保護施設スタッフへのアンケート調査): 全国の更生保護施設103施設の各施設代表者及び薬物問題のある事例に対応しているスタッフを対象にアンケート調査を実施した。各施設の代表者には、薬物問題のある者の利用状況、刑の一部執行猶予制度の対象者及び非対象者の背景や利用状況、生活・就労に関する支援、プログラム、家族支援や入所期間終了後の状況、他機関との連携について尋ねた。またスタッフへは、支援に関することや困難感、今後の改善点について、薬物問題のある事例への関わり方について尋ねた。

調査2(更生保護施設と関連機関のスタッフの意見交換会における調査): 薬物処遇重点実施更生保護施設を中心に、その地域にある医療機関、精神保健福祉センター、保健所・保健センター、当事者団体のスタッフを集め、「刑の一部執行猶予制度の中で、更生保護施設に入る薬物問題のある事例の回復支援においてどのような連携ができそうか」について話し合いを行った。ここで提出された意見をKJ法によりまとめた。さらに参加者に対し、感想や連携して支援した経験についてアンケートで尋ねた。

調査3(更生保護施設の利用者およびスタッフの質的インタビューを中心とした調査): 薬物処遇重点実施更生保護施設の薬物問題のある利用者とスタッフで研究協力を承諾した者に対して面接を行い、その録音をトランスクリプトに起こして質的分析を行った。

C. 研究結果

1. 保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究(研究分担者: 松本俊彦)

研究1「保護観察対象者コホート調査」では、平成29年3月から平成30年12月末までに、11の精神保健福祉センターから計209名の保護観察対象者が調査に参加し、最長1年半後までの追跡調査が行われた。初回調査時における対象者の平均年齢は45.3歳で、男性が76.1%、就労している者が47.4%であった。保護観察の種類の内訳は、仮釈放の者が67.5%と最多であった。主たる使用薬物が覚せい剤であった者が95.2%、逮捕時におけるDAST-20の平均値は11.2と中程度であった。治療プログラムを受けている者が76.6%いたが、その多くは保護観察所で実施されるプログラムであった。

1年後の追跡調査では、保護観察終了している者が78.3%で、就労している者が73.9%まで増加した一方で、生活保護などの社会保障制度の使用が増加した。治療プログラムを受けている者が約4割に減少し、中でも保護観察所で実施されるプログラムを受けている者が13.0%まで減少した。一方で、精神保健福祉センターで実施するプログラムに参加する者が8.7%に増加した。対象者の困りごと・悩みごとの内容は、初回調査・1年後調査ともに、経済的問題や仕事に関することが多かった。薬物再使用率は時間経過とともに増加する傾向にあったが、1年後・1年半後調査の回答者が少なく、引き

続き調査を継続しデータを蓄積する必要があると考えられた。

なお、法務省保護局観察課から提供されたデータを分析した結果、調査実施地域における保護観察対象における本調査同意率は 22.1%であることが明らかになった。そして本調査対象者は、本調査に参加しなかったものと比較し、刑の一部執行猶予に付された者、さらに解析時点で保護観察が終了していない者が多かった。また、調査対象者における保護観察の転帰は、期間満了が 52.9%と最も多く、身柄拘束、保護観察取消し、死亡は確認されなかった。

一方、研究 2「調査実施地区ヒアリング調査」からは、精神保健福祉センターと保護観察所の間で、本プロジェクトを通して良好な連携が築かれつつあることが示唆された。当初の計画よりも保護観察対象者全体におけるリクルート率は低かったが、個別の支援ニーズを拾い上げながらリクルートへとつなげる工夫もなされており、地域ごとに具体的な課題を解決しながら順調にプロジェクトが展開している様子がかがわれた。また、現在、精神保健福祉センター同士の横のつながりの中で本プロジェクトの経験が肯定的なものとして伝わっており、それによって、今後、対象地域の拡大に発展することが期待された。

以上のように、本分担研究班が展開した「Voice Bridges Project（「声」の架け橋プロジェクト）」を通して、地域における保護観察対象者の支援体制を構築することができる可能性が示唆された。

2. 「自治体による薬物依存症者支援のあり方と支援体制の構築に関する研究」（研究分担者：白川教人）

研究①：研修会には全国 9 の自治体から 36 名が参加した。アンケートからは、薬物依存症の支援についての正しい知識を得ることの重要性を記述していた参加者が多かった。また、

研修前後で実施した薬物依存症の支援従事者の態度を測定する心理尺度からは、「知識とスキル ($p<0.01$ 効果量 $d=0.82$)」「仕事への満足感と自信 ($p<0.01$ 効果量 $d=0.89$)」「患者の役に立っている感覚 ($p<0.01$ 効果量 $d=0.73$)」といった項目で有意差を認めた。この研究から、自治体の生活保護担当ワーカーに対して薬物依存症を有する生活保護受給者への支援の技術の向上を目的とした研修の有効性が確認され、今後は研修プログラムのパッケージ化と全国への普及を促進することで、生活保護担当ワーカーに対する継続的な研修開催による支援技術の向上が必要と考えられた。

研究②：精神保健福祉センターを対象としたアンケート回答率は 100%であった。その結果、全国の精神保健福祉センターでの薬物相談の平均件数は平成 29 年度が 98.2 件であった（参考：平成 26 年度...104.8 件、平成 27 年度...77.3 件、平成 28 年度...90.1 件）。36 (52.2%) のセンターで薬物依存症を対象にした集団の回復プログラムが実施されており、そのうち 40 (57.9%) が SMARPP 類似のプログラムであった。また、集団の回復プログラムを実施していない 35 のセンターの中には、個別で回復プログラムを実施しているセンターが 6 あった。また、平成 29 年度中の刑の一部執行猶予中の薬物依存症当事者による相談の延べ件数の平均は 4.3 件であった。以上より、全国で薬物依存症の相談が増加傾向にあることと、薬物依存症からの回復プログラムの普及が進んでいることが明らかにされた。

3. 「薬物依存症者に対する包括的支援ガイドラインの開発に関する研究」（研究分担者：和田清）

更生保護施設は、適切な帰住先のない出所者を一定期間保護し、円滑な社会復帰を助けて再犯を防止する施設である。そのため、ほとんどの施設内で生活指導、就労指導、SST(社会生活

技能訓練、酒害・薬害教育などの何らかのプログラムを行っているが、そのほとんどが「施設内」での取組である。しかし、円滑な社会復帰のためには、地域での「施設外」の関係機関、団体とのネットワークが求められる。地域での何らかのネットワークに、何らかの形で参加している更生保護施設は少なくないが、更生保護施設自体が中心になって、地域でのネットワーク作りを行っているところは国内でも清心寮（埼玉県さいたま市）のみであると考えられ、今回このネットワークの詳細について情報収集を実施することとした。

「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」は平成30年6月1日時点で、保護観察所、少年鑑別所、更生保護観察協会、保護司連合会、更生保護女性連盟、弁護士会、BBS連盟などの司法・更生関係機関のみならず、ハローワーク、就労支援事業者機構、地域生活定着支援センター、埼玉県社会福祉課、さいたま市福祉部などの行政機関、社会福祉協議会をはじめ、ホームレス支援団体、非行のある少年支援団体、貧困家庭少年の学習支援団体、医療機関などの計21施設・団体により構成されており、年4回の協議会を清心寮にて開催し、「できることを提供し合う緩やかなネットワーク」を作っている。なお、当初、埼玉県立精神医療センター、埼玉県立精神保健福祉センターはこのネットワークに参加していなかったが、「清心寮」からの参加要請を受けて、今年度から両センターもこのネットワークに参加することになった。

今回の情報収集から明らかになったのは、更生保護施設での取組は、「施設内」での取組になりがちであり、結果的に、更生保護施設自体が地域で孤立する傾向がある。その意味では、精神保健福祉センターや精神科医療機関が参画した「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」は他の更生保護施設にとっての参考になる好事例であり、刑務所出所者の円滑な社会復帰のために有益な組織であると考えられる。

4. 「多機関連携による薬物依存症者地域支援の好事例に関する研究」（研究分担者：近藤あゆみ）

インタビュー調査の逐語録を質的に分析した結果、関係機関間の良好な連携内容については4つの大きなカテゴリー——「つなげる（受ける）」「相談助言を行う（受ける）」「出会いの機会を創出する」「協働して支援する」が生成され、機関から機関へケースをつなぐ連携と、ケースを協働して支援する連携の2種類が示された。また、良好な連携体制構築に必要な要素についても4つの大きなカテゴリー「関係構築のための活動」「関係構築のための姿勢・態度」「良好な関係性」「良好な連携がもたらすもの」が生成され、ケースに関する協議・協働が活発に行われ、地域ネットワークの中で支えることができる良好な連携体制をつくるための具体的な方法やプロセスが示された。さらに、要約整理した112事例から、今後の連携体制構築に資する示唆を得ることができた。

5. 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」（研究分担者：嶋根卓也）

追跡結果の解析から以下のことが明らかにされた。

- BLから2年が経過し、半数近くがダルクを退所していたが、依然として対象者の75%と連絡がとれる状態であり、脱落者の少ないコホートが維持されていた。
- 対象者全体の断薬率は、6M(88.3%)、12M(76.5%)、18M(69.6%)、24M(62.9%)であった。
- アルコール・薬物使用のいずれもない断酒・断薬率は、6M(79.1%)、12M(64.4%)、18M(58.4%)、24M(52.1%)であった。
- 薬物再使用率は、6M(5.3%)、12M(5.8%)、18M(4.0%)、24M(4.5%)と横ばいであ

ったが、薬物使用状況が不明の割合は、6M (4.7%)、12M (12.1%)、18M (15.3%)、24M (19.3%) であり、時間の経過とともに増加していた。

- 断薬を維持する上での危険因子は、入所期間が1年未満であること、未就労状態であること、併存障害があることであった。
- 断薬を維持する上での保護因子は、スタッフ研修中であること、生活保護を受給していること、メンバー同士の関係性が良好であること、回復のモデルとなる仲間がいること、自助グループに定期参加していることであった。
- 時間の経過とともに、未就労率および生活保護受給率はいずれも減少する一方、就労率は増加していた（特に、一般就労やダルク職員として）。

以上の結果から、ダルク利用者の断酒・断薬率はかなり高く、メンバー同士の関係性や、回復のモデルの存在といった、いわゆるフェロシップ（仲間の力）が断薬に対して保護的に作用している可能性が示唆された。薬物依存症を抱える刑務所出所者を地域で支援していくにあたっては、こうした知見を生かしていく必要がある。

6. 「更生保護施設における薬物依存者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」

（研究分担者：森田展彰）

調査1の結果：H30年11月～12月の期間に、アンケートを全国の更生保護施設103ヶ所へ郵送配布し、代表者からの回答は64名（回収率64%）、支援スタッフからは、200部配布のうち78名から回答（回収率39%）を得た。H30.1.1～3.31の3か月間に入所開始した薬物問題を持つ事例は、236名でそのうち、制度対象者29名、制度非対象者236名で12.3%であった。制度対象者と非対象者とも、施設内・保

護観察所などでのSMARPPなどのプログラム提供や自助グループの紹介などを行った事例がある場合が多く、スタッフや当事者ともこうした働きかけの中で信頼関係をもてることで回復支援を行えている実感を得ている様子がみられた。

調査2の結果：薬物処遇重点実施更生保護施設を中心とした薬物問題の関連機関を対象とする意見交換会（更生保護施設に加え、保護観察所、医療保健福祉機関、ダルク）を、東京、栃木、佐賀、大阪の計4回開催し、アンケートおよびグループディスカッションを実施した。さらに、そこでの意見をKJ法でまとめた。計4回を開催し、参加者は、アンケート回収57名、KJ法ディスカッション参加者は124名であった。

今回行った地域交流会では、まだ互いの機関の役割や刑の一部執行猶予制度そのものに関する共通理解がもっと必要であるという感想が多くよせられた。刑の一部執行制度下で薬物の問題を抱える対象者には、自ら相談をし、必要な機関とつながりを保ちにくい特性があり、継続支援の構築/整備が焦眉の課題であることが確かめられたといえる。課題の解消のためには、今回試みた交流会のような形で地域の関係機関が話し合いの場を持ち、互いの機関の強みや課題に対して理解を深め、事例検討を重ねるなかで、地域連携の手順や制度運用の工夫が図られていくことが有効であると考えられた。

調査3の結果：利用者と施設スタッフへのインタビューを行い、質的分析による分析を行った。その結果、利用者インタビューでは、薬物に問題を持つ更生保護施設の利用者は、多様な経過はあるものの、同施設において回復（リカバリー）に必要な要素を経験していた。しかし、限られた入所期間を考慮すると、更生保護施設で継続した回復への支援を実施することの難しさもあった。また、女性事例の支援の難しさ、地域によっては社会資源の不足に苦慮すると

いう意見もあった。さらに、薬物専門職員の配置によって、プログラム実施などに成果を上げるとともに、薬物事犯の回復について指導以上に治療的働きかけを行う視点を広げる役割を果たし、それに手ごたえを感じていることが明らかになった。

D. 考察

本研究班では、①保護観察所および民間支援団体における薬物依存症者コホート研究を実施し、同時に、②地域保健機関および自治体関係者、医療機関、保護観察所、民間支援団体、更生保護施設の連携の実態を把握し、支援好事例の収集と地域支援の課題を明らかにした。

その結果、保護観察対象者コホート研究では、対象者リクルートの過程で地域の保護観察所と精神保健福祉センターの連携体制が深化し、研究が地域支援体制の構築に貢献できることが明らかにされた。また、ダルク利用者を対象としたコホート研究の中間報告からは、ダルクが薬物依存症からの回復に大きな力を持っていることが確認された。さらに、精神保健福祉センターにおける、SMARPPなどのプログラム実施などの薬物依存症者本人の支援体制も急速に充実しつつあることが明らかにされた。

しかしその一方で、地域の支援機関（基礎自治体生活保護担当課、民間回復支援団体、更生保護施設など）への聞き取り調査からは、担当職員が薬物依存症に対する理解を深めるための研修の機会に恵まれていなかったり、薬物依存症からの回復に対する考え方が現状の保護観察や生活保護受給などの運用規則とのあいだで齟齬があったりするなどの問題も浮き彫りにされた。また、更生保護施設や地域支援機関の職員もまだ刑の一部執行猶予制度がどのようなかたちで運用されるのかが実感できずにおり、何が課題なのかもはっきりとつかみか

ねている様子がうかがわれた。その意味では、今後、薬物依存症者の地域職員が継続的に意見交換、情報交換できる場を作っていくことが必要と考えられた。

当研究班では、以上に述べた3年間の研究成果をもとに、研究分担者や各地域で薬物依存症の支援に関わる職員と意見交換を重ねた。そして、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の課題、ならびに追記・補強すべき事項を整理し、巻末資料の提言としてまとめた。以下には、その7つ見出し項目のみを記しておく。

【刑の一部執行猶予制度下における薬物依存者の地域支援に関する提言】

1. 連携構築のための具体的な取り組みを各地域において進める
2. 司法と地域精神保健福祉との協働を促進しつつ、対象者の「安心・安全」を確保する
3. 薬物依存症に関わる関係諸機関で勤務する職員の支援の質の向上をはかる
4. 当事者と専門職が協働してスティグマに対抗する
5. 多様な就職先を確保し、就労支援を行う
6. 安全で安心できる住まいを確保する
7. 保健医療福祉による濃厚な支援を要しない薬物依存症者への支援

E. 結論

本研究は、薬物依存症者の転帰調査システムを開発し、地域関係機関が連携した薬物依存症者支援の好事例に関する情報を集積・整理したうえで、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の課題、ならびに各論部分に関する補強的提言をすることを目的として実施された。そしてその目的を

遂行するために、自治体（精神保健福祉センター、保健所、保健センター等）、保護観察所、更生保護施設、民間支援団体などをカバーする6つ分担研究班の体制で研究活動が展開された。

3年間の研究期間を通じて、保護観察所および民間支援団体における薬物依存症者コホート調査の実施体制を構築し、今後、さらにサンプル数、あるいは追跡期間を延長した調査が可能な体制を整えた。さらに、各種調査を通じて、地域保健機関および自治体関係者、医療機関、保護観察所、民間支援団体、更生保護施設などの連携の実態、支援の課題を明らかにした。以上の研究班活動の知見を踏まえ、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の課題、ならびに追記・補強すべき事項を整理し、提言としてまとめた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

各分担報告書巻末に記載の通り。

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

刑の一部執行猶予制度下における薬物依存者の地域支援に関する提言

平成 27 年 11 月に公表された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」には、基本方針として、薬物依存者に対する支援を刑事施設や保護観察所又は医療機関いずれかの単一の機関に委ねるのではなく、相互に連携し、それぞれが有する責任、機能又は役割に応じた支援を、切れ目なく(シームレスに)実施するよう努めること、さらには、民間支援団体との連携体制構築の重要性が示されている。しかし、そのような支援や連携を地域で実現していくには、現場レベルでの様々な工夫や、克服すべき課題があることは否めない。

そこで、当研究班における 3 年間の研究成果をもとに、研究分担者や各地域で薬物依存症の支援に関わる職員と意見交換を重ね、同ガイドラインの各論として追記すべき事項、あるいは今後改訂を検討すべき課題を整理し、以下の提言にまとめた。

【刑の一部執行猶予制度下における薬物依存者の地域支援に関する提言】

1. 連携構築のための具体的な取り組みを各地域において進める

関係機関同士の相互の連携を構築し、切れ目のない(シームレスな)支援を提供するためには、地域の薬物依存症に関する認識を共有し、対象者の直接支援や地域支援体制の構築、薬物依存症に関する啓発活動などの活動を協働して行うことが求められる。

具体的には、次のような実務レベルでの工夫が考えられる。

第一に、ケア会議の開催である。薬物依存者に対する直接支援の方針を検討するための会議の中で、それぞれの支援機関で働く職員同士が顔を合わせることで、相互の機能や役割を知る機会が得られる。

第二に、司法機関や保健医療機関などで依存症回復プログラムを実施する際には、他機関で働く職員をスーパーバイザーやコ・ファシリテーターとして招き、共に運営するように努めることである。これにより、お互いの文化を知り、相互に支援の質を高めることが可能になるばかりか、プログラム利用者が他の社会資源を知る機会ともなる。

第三に、精神保健福祉センターや依存症治療拠点機関などによるスーパーバイズである。薬物依存症に対する支援の経験が豊富な支援機関が、地域において対応困難なケースを中心に、ケアのコーディネートやスーパーバイズの機能を担う必要がある。

そして最後に、地域でアディクションの支援に携わる関係機関と民間支援団体、自助グループが集まり、水平な関係性の元で「アディクションフォーラム」などの啓発活動を共に創ることである。こうした活動を通じて、それぞれの機関・団体の強みを知ることができ、情報共有や機関連携を促進し、支援ネットワークをひろげる契機となる。

なお、地域における関係機関の連携の好事例については、本研究班の近藤あゆみ分担班においてまとめた好事例集を参照のこと。

2. 司法と地域精神保健福祉との協働を促進しつつ、対象者の「安心・安全」を確保する

刑事施設や保護観察所等の司法と、保健医療福祉の協働に関しても、地域の現状に応じた前向きな取り組みが求められる。保護観察対象者の中には、顕在的・潜在的な保健医療ニーズを持つにも関わらず、援助希求ができない者も少なくない。保護観察開始当初はニーズが見出しづらい人の中にも、保護観察所における支援プログラム等を行う中で必要な支援が浮かび上がってくることもある。

保護観察所と精神保健福祉センター、保健所、保健センターなどの保健行政機関が定期的な連携会議や個別支援のためのケア会議を開催することは、司法と地域精神保健福祉との協働を促進する活動である。会議を通じて、各機関の職員が社会資源の特徴を熟知する機会となり、本人のニーズに応じた支援へとつなぎやすくなる。このように、司法と地域精神保健福祉との連携の端緒を作り、かつ、保護観察対象者の潜在的な支援ニーズをすくい上げる機会を維持する方法として、本研究班松本分担班で試みられた「Voice Bridges Project」は期待が持てるものである。

司法と保健医療福祉の協働においては、個人情報への配慮が課題となる。特に薬物再使用の情報に関して保健医療福祉の支援機関が個人情報を保護することを担保できない限りにおいて、再発を繰り返す疾患である薬物依存症からの回復のための安全で安心な場を提供することは難しい。実は、保護観察所は、依存症回復プログラムを地域の保健医療機関や民間支援団体に委託し、保護観察の早期より対象者を地域の社会資源につなげることが可能であり、すでに一部では試みられている。しかし、現実にはその試みはほとんど広がりを見せていない。その理由は、地域機関・団体は、保護観察所から「尿検査」の実施とその結果の報告を義務づけられ、治療・回復支援の場の「安心・安全」が脅かされてしまうことが危惧されるからである。その意味で、この「尿検査」問題は今後改めて検討される必要がある。

3. 薬物依存症に関わる関係諸機関で勤務する職員の支援の質の向上をはかる

薬物依存症に関わる関係諸機関で勤務する各職員の薬物依存に関する知識や支援の質の向上、スティグマの低減についても、具体的な取り組みを行う必要がある。

たとえば、薬物依存者の生活の基盤に直結する、基礎自治体の生活保護ケースワーカーを対象とした、薬物依存対応の基礎的な研修などを組織的に行うことにより、薬物依存に対するスティグマの低減や知識の向上が期待できる。研修の中には当事者の体験談を入れることにより、スティグマの低減をはじめとした研修の有効性が高まる。

また、薬物処遇重点実施更生保護施設は、薬物関連の入所者が多く、地域支援体制を構築する上で重要な機関であるが、法務省関連の民間施設という性質上、一部では、地域の保健医療福祉機関との連携が乏しく、地域の中で孤立している施設がある。更生保護施設を含めた地域支援のための意見交換会や研修会を開催することによって、更生保護施設で働く職員も、施設退所後の薬物依存者の地域生活を具体的にイメージした支援を行いやすくなる。

4. 当事者と専門職が協働してスティグマに対抗する

地域社会の中に未だ歴然と存在する薬物依存症に対するスティグマを低減するための具体的で実効力のある取り組みを、関係機関の連携の元、展開する必要がある。上述した「アクションフォーラム」などの市民に公開された啓発イベントを定期的を開催することをはじめとして、地域の特徴を活かした活動が多様に行われることが望ましい。

スティグマは市民のレベルのみならず、保健医療福祉の領域で働く職員などの中にも存在している。当事者と接し、回復者の声をきくことは、スティグマを軽減する上で非常に有効性が高いことが知られている。薬物依存症の研修を行う上で、当事者を講師としたり、研修会を民間支援団体と公的な支援機関が共同で開催したりするなど、薬物依存症の当事者・回復者と専門職が関わる機会を増やすことが重要である。

地域保健の中で、薬物依存症の支援と、その他の依存症、精神保健や母子保健、生活困窮者支援などの様々な枠組みにおける支援を、有機的に連動させていくことによって、多様な支援機関や部署で働く対人援助職が薬物依存症に関わる機会が増え、スティグマが軽減されることが期待される。

5. 多様な就職先を確保し、就労支援を行う

薬物依存者の回復過程において、多様な就職先の確保と就労支援が求められる。ダルクなどの回復支援施設のつながりの中で、アルバイトとしての勤務やスタッフとしての雇用が増えるよう、財政的基盤を整えることが望まれる。

加えて、回復支援施設と、それ以外の就労継続支援や就労移行支援事業所との密な連携を構築する中で、本人のニーズに合った多様な就労の選択肢が提供されることが必要である。薬物依存症からの回復と就労は、どちらが先でなければならないというわけではない。回復のプロセスの個別性を尊重し、本人の希望に合わせた就労の選択肢の提供を地域ぐるみですすすめることが望ましい。

6. 安全で安心できる住まいを確保する

繰り返す刑事施設への入所や、施設入所型の薬物依存症支援の偏重により、安定した住まいを喪失することが回復を妨げていることが少なくない。特に対人関係に困難を抱える人ほど、施設入所型の支援から離脱し、住まいごとつながりを失ってしまうことが大きな課題であると言える。保護観察対象者をはじめ、刑務所を出所する時点で、安全で安心できる住まいを確保するための連携支援を提供する必要がある。更生保護施設等の施設のみでなく、アパートでの独居など、多様な住まいの選択肢が提供されるべきである。ハウジングファースト型の支援(住まいからはじめる支援)のあり方について生活保護ケースワーカーをはじめとした支援者が理解を深め、薬物依存症からの回復の基盤となる安心できる住まいを得るための支援を重点的に行うことが望ましい。大家をはじめとした地域社会との協力体制を構築することも求められる。

7. 保健医療福祉による濃厚な支援を要しない薬物依存症者への支援

薬物依存症を抱える保護観察対象者には、仕事を失い、集中的な保健医療福祉サービスを受ける必要がある者が一定数存在する一方で、職を有し、社会生活を送っているなど、濃厚な支援を必

要としない者も存在している。そのような者にとって最優先事項は仕事であり、仕事を犠牲にして民間回復施設に入所したり、平日日中に医療機関や精神保健福祉センターに通ったりするのは現実的ではない。とはいえ、このことは彼らが薬物依存症から回復しやすいことを意味するわけではない。現実には、仕事や家庭生活を続ける中での様々なストレスや誘惑に曝され、薬物の再使用にいたるケースは少なくないというべきである。

そこで、このような平日日中の支援にアクセスできない有職の保護観察対象者向けの支援のあり方を検討する必要がある。たとえば、夜間や休日にも参加できる依存症回復プログラムの選択肢を増やす、あるいは、「Voice Bridges Project」で試みられたように、保護観察期間や刑事施設出所時に地域の保健行政機関とのつながりを作り、電話コンタクトのような「ゆるやかな見守り」を継続し、困った時にアクセスしやすい相談支援関係を維持するといった方策を検討する必要がある。